

## 第2章 都市計画対象事業の計画内容



## 第2章 都市計画対象事業の計画内容

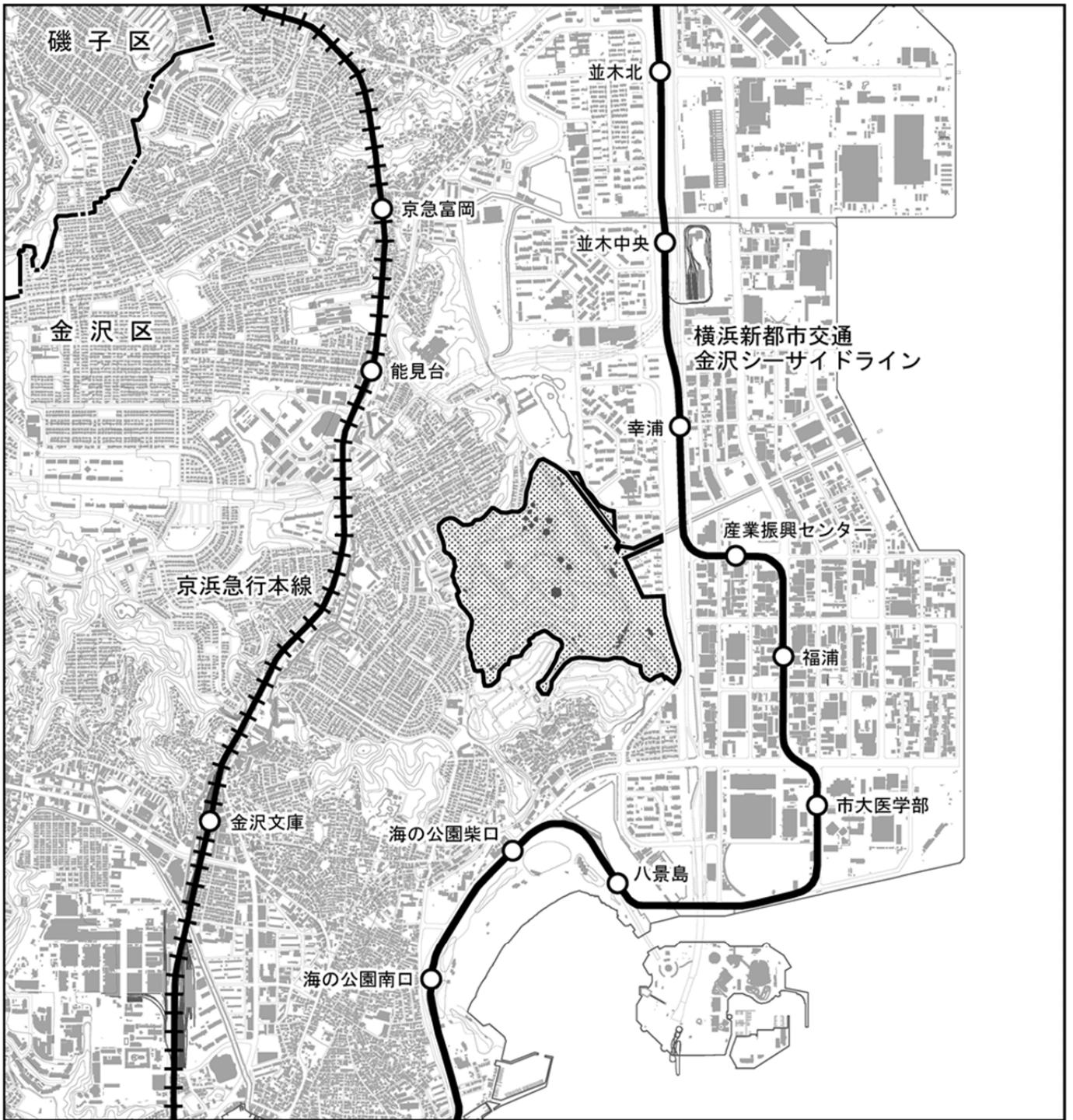
### 2.1 都市計画対象事業の計画内容

本事業の計画内容は、表 2.1 に示すとおりです。

また、本事業の対象事業実施区域（以下「計画地」という。）は、図 2.1 に示すとおりです。

表 2.1 都市計画対象事業の計画内容

都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	<p>【都市計画決定権者】</p> <p>横浜市 横浜市長 林 文子 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地</p> <p>【当該対象事業を実施しようとする者】</p> <p>同上</p>
都市計画対象事業の名称	(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画
都市計画対象事業の種類、規模	<p>運動施設、レクリエーション施設等の建設（都市公園の新設） （第1分類事業）</p> <p>敷地面積※ 約 55.8 ha （都市計画決定区域 約 55.7 ha）</p> <p>形質変更区域面積 約 19.8 ha</p> <p>※河川管理用通路（約 0.1ha）を含めた整備区域面積</p>
対象事業実施区域	横浜市金沢区柴町、長浜、長浜二丁目及び並木三丁目地内
都市計画対象事業に係る許可等の内容	<p>【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】</p> <p>土壤汚染対策法第4条第1項</p> <p>【建築物の確認】</p> <p>建築基準法第6条第1項</p>
環境影響評価の受託者	<p>株式会社オオバ 横浜支店 支店長 遠山 章治 神奈川県横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル 2F</p>



凡例

 計画地



0 250 500 1,000  
m  
1:25,000

図2.1 計画地

## 2.2 都市計画対象事業の目的及び必要性

小柴貯油施設は、横浜市金沢区東部に位置する米軍基地の跡地です。戦前、旧日本軍により艦船燃料の貯蔵基地として建設され、戦後は米軍が航空機燃料の備蓄基地として使用していましたが、平成17年12月に返還されました。

小柴貯油施設跡地は、横浜市の上位・関連計画である横浜市都市計画マスタープラン金沢区プラン「金沢区まちづくり方針」（平成12年12月、横浜市）において、周辺の良い緑地帯とともに、大規模な樹林地を未来に残し、広域避難場所を兼ねた公園や多目的運動施設など緑を活かしたオープンスペースとしての整備を図るとしています。また、「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」（平成23年3月改定、横浜市）においては、小柴貯油施設跡地を都市公園としての整備を目指すとして定められており、市民からは早期の供用開始を求められています。なお、当該敷地について国から無償貸与を受ける方針が決定しています。

「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）」（平成27年1月、横浜市）の中の「横浜つながりの森」構想では、横浜市南部の円海山周辺を中心とし、いたち川から小柴地区までを対象エリアとしています。プランの中では、対象エリアの目指すべき将来像として、横浜の生物多様性の宝庫である「横浜つながりの森」を市民全体で、体感・感動し、次代、次々代につないでいくこととしています。また、計画地は「横浜市水と緑の基本計画」（平成28年6月改定、横浜市）において、緑の10大拠点の小柴・富岡地区に位置しており、自然環境や地形をいかしつつ、緑や環境に係る活動、体験、学習の場などとして整備するとしています。

市民意見募集での意見を踏まえ、平成26年7月に策定した「（仮称）小柴貯油施設跡地公園基本計画」においては、「緑からつくり育む環境体感公園」を基本テーマとして、約56ヘクタールの区域を緑の広場空間創造エリア、里山空間再生エリア、自然環境保全エリア、活動・体験・学習エリアの4つのエリアに分けて整備を進めるとしました。また、図2.2に示す小柴貯油施設跡地と隣接する小柴崎緑道を一体的に整備することにより、計画地東側周辺市街地からのアクセスを確保し、利用者の利便性を高める計画としました。

以上のことから、（仮称）小柴貯油施設跡地公園を身近に自然が体験できる豊かな緑の空間や広域の住民が交流する空間を形成する広域公園<sup>\*</sup>として整備します。

<sup>\*</sup>主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。

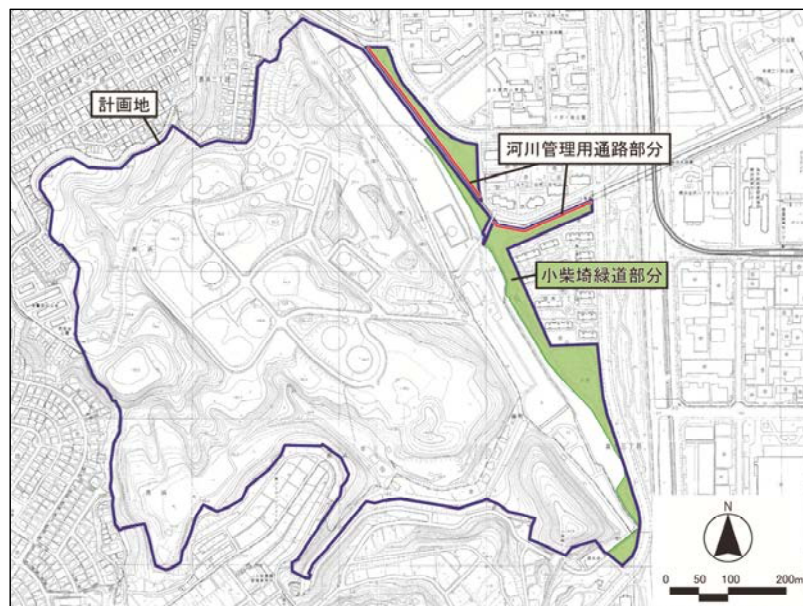


図 2.2 小柴崎緑道位置

## 2.3 都市計画対象事業の内容

### 2.3.1 テーマと方向性

本事業は、平成26年7月に策定した「(仮称)小柴貯油施設跡地公園基本計画」(以下「公園基本計画」という。)において「緑」、「環境」、「歴史と景観」の3つのつながりに重点を置き、“森と海に抱かれた自然空間を、市民が憩い、集い、楽しむと共に、みどりアップや生物多様性、地球環境の大切さを、市民が感じ、学び、育てる緑の拠点”作りを目指し、以下のテーマを設定しています。

#### テーマ：『緑からつくり育む環境体感公園』

これを受け、公園整備の考え方を以下のように定めます。

##### 1) 『緑』のつながり

称名寺・円海山へ連なる緑や金沢の旧海岸線に連なる公園緑地など、周辺の緑と連携し、樹林地の保全や緑化、農業体験など、緑の保全・再生・創造を人材育成も含めた市民協働などによって進めながら、散策、休息、運動、防災など、市民の暮らしとともにつながる緑の空間を整備します。

##### 2) 『環境』のつながり

生物多様性に配慮し、生物の生息・生育環境を保全・再生・創出するため、周辺環境との連続性に配慮した環境を整備します。エネルギーの地産地消など、環境配慮意識の高いライフスタイルや暮らしと環境のつながりを体験・学習できる場を整備します。

##### 3) 『歴史と景観』のつながり

戦前に築造された小柴貯油施設は、開港をはじめ横浜の歴史にゆかりがある場所であるとともに、金沢の旧海岸線の景観と横浜最大級の森である円海山へとつながる緑の景観を有しています。そのため、市内でも独自の魅力的な景観を保全しつつ、市民が歴史と景観を体感できる場を整備します。

## 2.3.2 整備方針

### 1) 体験・学習の重視と生物多様性、地球温暖化対策への配慮

樹林地の保全再生や植樹、都市農業との連携、緑に関する人材育成など、市民が緑に気軽に関わることのできる機能を導入し、市民が緑について様々な角度から体験・学習できる場となるよう整備を進めます。

### 2) 造成及び施設整備

既存の地形や樹林地などを活かしながら、施設整備やタンク処理、バリアフリー動線の確保など、公園利用に必要な範囲の造成を行います。

施設整備に当たっては、リサイクル製品を利用することとし、他の公園・樹林地から発生した間伐材や土を再利用するなど、既存施設の活用も進めます。

公園管理や活動に使用される施設における水利用・排水処理については、農業体験など限られた用途で井戸水を利用する以外は、公営上水道、公共下水道を利用する計画です。

### 3) 土壌汚染対策

計画地は、土壌汚染対策法に基づく調査を行った結果、計画地内に土壌の汚染があると認められたため、平成 27 年 3 月に形質変更時要届出区域に指定<sup>\*1</sup>されています。(調査結果及び区域指定の詳細については資料編 (p. 1-1-13～p. 1-1-16) 参照)

現状の土壌汚染については、同法に基づいて処理することとし、汚染土壌のある位置の整備計画に合わせて、舗装、立入禁止、土壌入替え、盛土及び遮水工封じ込めの措置を行います。

### 4) 既存施設（貯油タンク等）の取扱い

現在、敷地内には図 2.3-1 に示すように 34 基の貯油タンクが残されています。これらのうち、大型地下タンクは安全性を確認した上で躯体を土留めとして利用し、埋戻したうえで上部利用を行います。(大型地下タンクの構造等は、資料編 (p. 1-2-1～p. 1-2-2) 参照)

大型地下タンク 1 基、一部の地下トンネルの出入口部分及びパイプラインの一部を、利用者の安全を確保した上で歴史的遺構として保存活用し、活用しないものについては撤去します。また、計画地の歴史を残すため、既存のポンプ室を活用し貯油施設に関連する機器や設備などを展示する展示資料館を整備します。

各タンクの取扱い方針は、表 2.3-1 に示すとおりです。

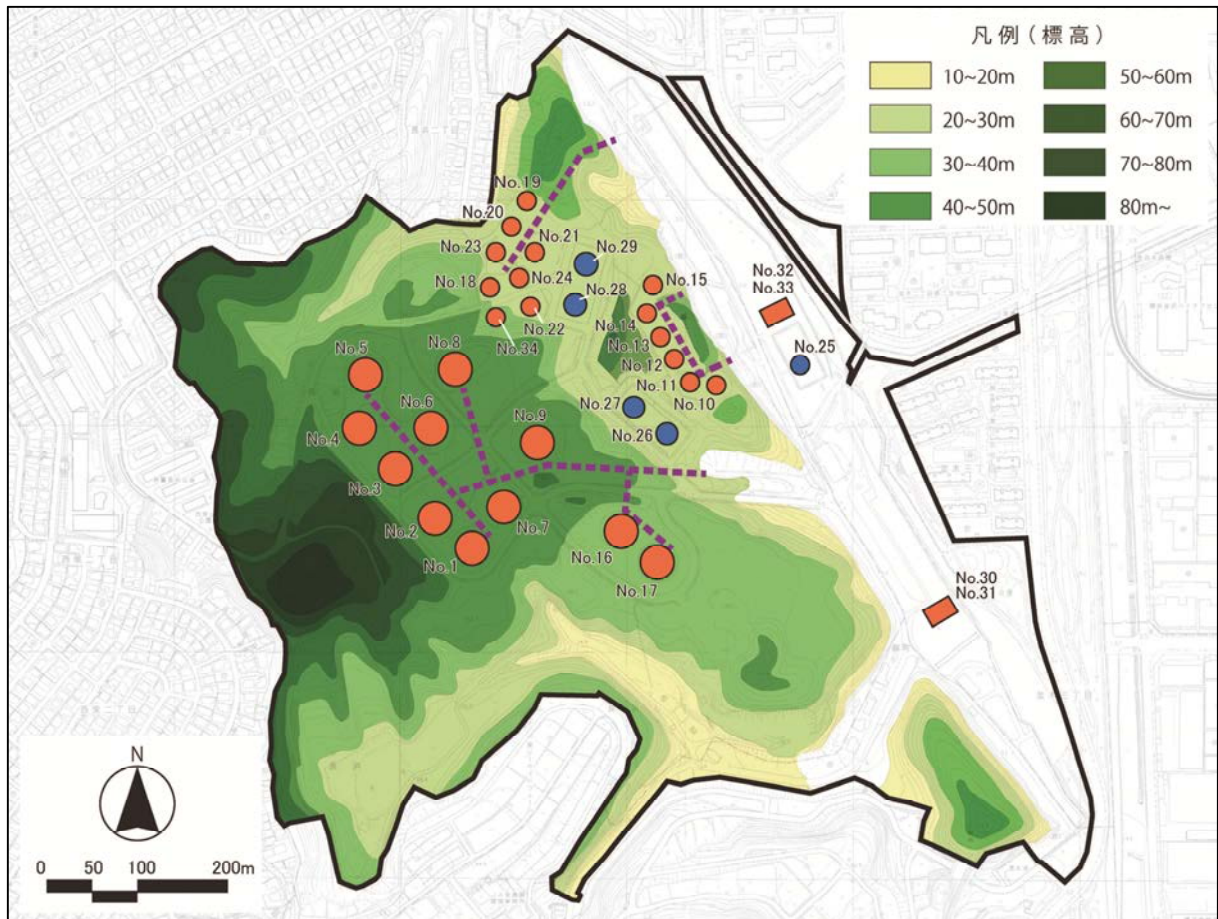
---

<sup>\*1</sup>土壌汚染対策法に基づく調査の結果、法に定める指定基準に適合せず、土壌の汚染があると認められた土地については、都道府県知事（指定都市の長）が汚染された土地として以下の区域を指定し、公示します。

要措置区域：

土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずる恐れがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域  
形質変更時要届出区域：

土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずる恐れがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域



凡例

● (Large Red)	大型地下タンク (直径約 37~38m × 深さ約 28~29 m) . . . . .	11 基
● (Small Red)	小型地下タンク (直径約 18 m × 深さ約 20~21 m) . . . . .	14 基
● (Blue)	地上タンク (直径約 23 m × 深さ約 11 m ほか) . . . . .	5 基
■ (Orange)	廃油タンク (直径 5.5 m × 高さ 5.5 m 2 基ずつ 2 箇所) . . . . .	4 基
■ (Purple)	地下トンネル	

図 2.3-1 地下タンク等現況図

表 2.3-1 タンクの取扱い方針

タンクの種別	該当タンク (No.)	取扱い方針
大型地下タンク	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 17	埋め戻して上部を広場利用
	6	埋め戻して上部を修景池として利用
	16	活用を検討 (歴史的遺構)
小型地下タンク	10, 13, 14, 15, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 34	保存 (周辺立入禁止措置)
	11, 12	汚染土壌の封じ込めを検討 (周辺立入禁止措置)
地上タンク	25	活用を検討 (大型遊具)
	26, 27, 28, 29	活用を検討 (環境学習施設など)
廃油タンク	30, 31, 32, 33	撤去後埋め戻して上部を利用



#### 5) 市民協働

事業計画策定や環境影響評価手続、都市計画手続及び設計などの各段階で、市民の意見を聴くとともに、樹林地の保全管理から、市民植樹による森づくりなどの整備段階、開園後の運営管理にも市民が参画する仕組み作りを検討します。

#### 6) 防災への配慮

防災については、広域避難場所として指定されることを前提に、関連施設である防火水槽、広域避難場所機材庫の設置を進めます。また、災害時にも活用が可能な広場を確保します。

なお、整備に当たっては、公園内に設置される太陽光発電などが災害時にも活用可能となるように検討をします。

### 2.3.3 ゾーニングと主な施設

計画地は、図 2.3-2 及び表 2.3-2 及びに示すとおり、地形的特徴から大きく東側低地、南側谷戸、北側谷戸、丘陵上部平坦地の 4 つのエリアに分かれます。また、それぞれのエリアごとに、地形や植生、既存施設や動線などを踏まえゾーンを設定し、そこで行われるアクティビティについて検討を行いました。

安全対策の実施後に、各エリアの整備に着手することから、整備が完了したエリアから供用を開始します。また、全エリアの整備完了までには時間を要するため、市民ニーズ等が変わる可能性にも柔軟に対応できるような計画としていきます。

さらに、計画地東側に隣接する小柴崎緑道との一体的な整備を図ることにより、東側低地エリアに対するアクセス（車動線及び歩行者動線）を向上させます。

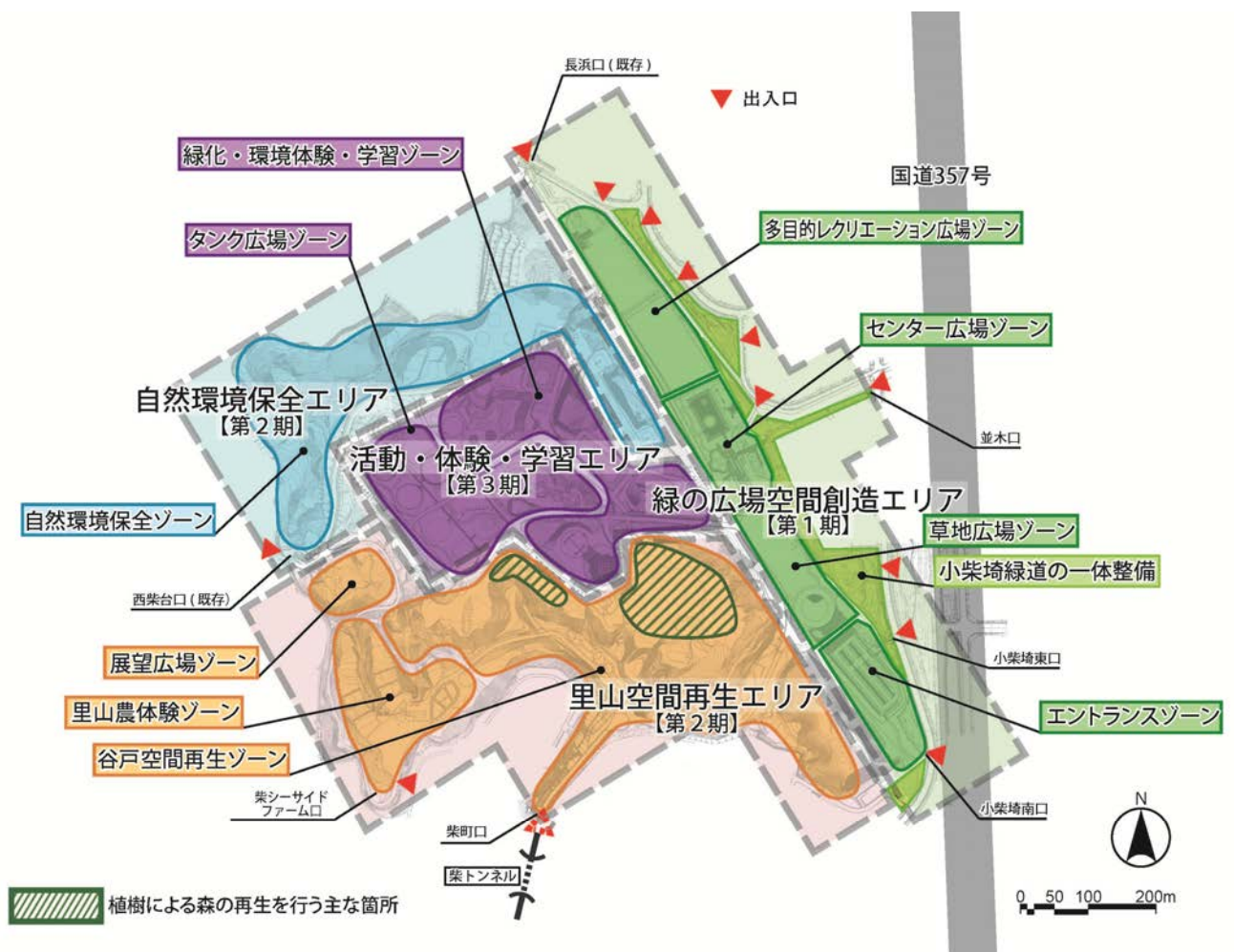


図 2.3-2 ゾーニング図

表 2.3-2 エリア別整備内容

エリア	エリアの考え方	ゾーニング	主な施設とアクティビティ
緑の広場空間 創造エリア (東側低地)	平坦な地形を活かした 広場を中心とした空間 とし、緑花も含めた新た な緑の創造を図る。 また、管理センターや駐 車場など管理施設を配 置する。	草地広場ゾーン	多目的に利用できる広場及び対象年齢層の広い大型遊具を配置する。また、花壇やビオトープなど、市民と協働するアクティビティも備える。災害時には広域避難場所として活用可能。
		センター広場ゾーン	当該計画地のシンボル広場として、既存地上タンクを中心として、水景施設や既存建物を改築した管理棟を設置する。
		多目的レクリエーション広場ゾーン	野球やサッカーなどの練習や地域のイベントで利用でき、災害時にも広域避難場所として活用可能な広場を整備する。
		エントランスゾーン	来園者用駐車場を整備する。
		小柴崎緑道の 一体整備	緑・河川空間の一体利用を行うことにより、国道及び市道並びに駅及び周辺市街地からのアクセスの向上を図る。 エントランスや園路、人道橋を整備する。
里山空間再生 エリア (南側谷戸)	計画地南側の市民農園 (柴シーサイドファーム)に隣接し、ホテルなどが生息する細長い谷戸地形となっている。 生物の生息環境の再生や市民協働による樹林地の保全などを行いながら、農業体験もできる里地里山空間の再生を目指す。	谷戸空間再生ゾーン	里山景観や生物生息環境の場を確保するため、植樹により森を再生する。 ホテルの生息環境を保全・再生する。 花木園の散策など、自然との触れ合いができる場を整備する。
		里山農体験ゾーン	南斜面の谷戸や平地を利用した田畑の耕作や果樹の栽培など、様々な農業体験ができる場を整備する。
		展望広場ゾーン	八景島方面を望む展望広場とその散策路を整備する。
自然環境保全 エリア (北側谷戸)	旧来の樹林地及び草地など自然環境の保全を基本とする。	自然環境保全ゾーン	現在の貴重な生態系保全の観点から、樹林地及び草地への人の立入りを制限し、閉鎖管理とする。「横浜市森づくりガイドライン」を参考にしながら、ボランティアによる保全管理作業や近隣の子どもたちを集めた自然観察会などを行う場を整備する。
活動・体験 ・学習エリア (丘陵上部 平坦地)	地下タンクなどの処理を行いながら、緑の再生を図るとともに、緑や環境に係る様々な活動や体験、学習の場を目指す。	緑化・環境体験・学習ゾーン	既存タンクを利用した壁面緑化や太陽光発電、ビオトープなど、緑化や環境学習の体験の場を整備する。
		タンク広場ゾーン	歴史的遺構の見学などの地下タンクの利活用を検討する。 地下タンクの上部空間を多目的広場として整備する。地下タンクの上部利用の際には、安全性を考慮し、土砂戻し処理をして使用するものとする。

## 2.3.4 動線計画

### 1) 周辺動線計画

#### ①車両動線計画

車両動線計画と計画地周辺の状況は、図 2.3-3 に示すとおりです。

往路の車両動線は、柴町交差点～柴漁港碑前交差点を經由し、市道長浜 10 号線を通り小柴埼東口から計画地に進入するルートが主な動線となります。北側方面からは首都高速湾岸線の幸浦出入口及び横浜横須賀道路の並木インターチェンジから国道 357 号、金沢柴町交差点を經由する経路、南側方面からは市道柴町 158 号線を經由する経路が想定されます。

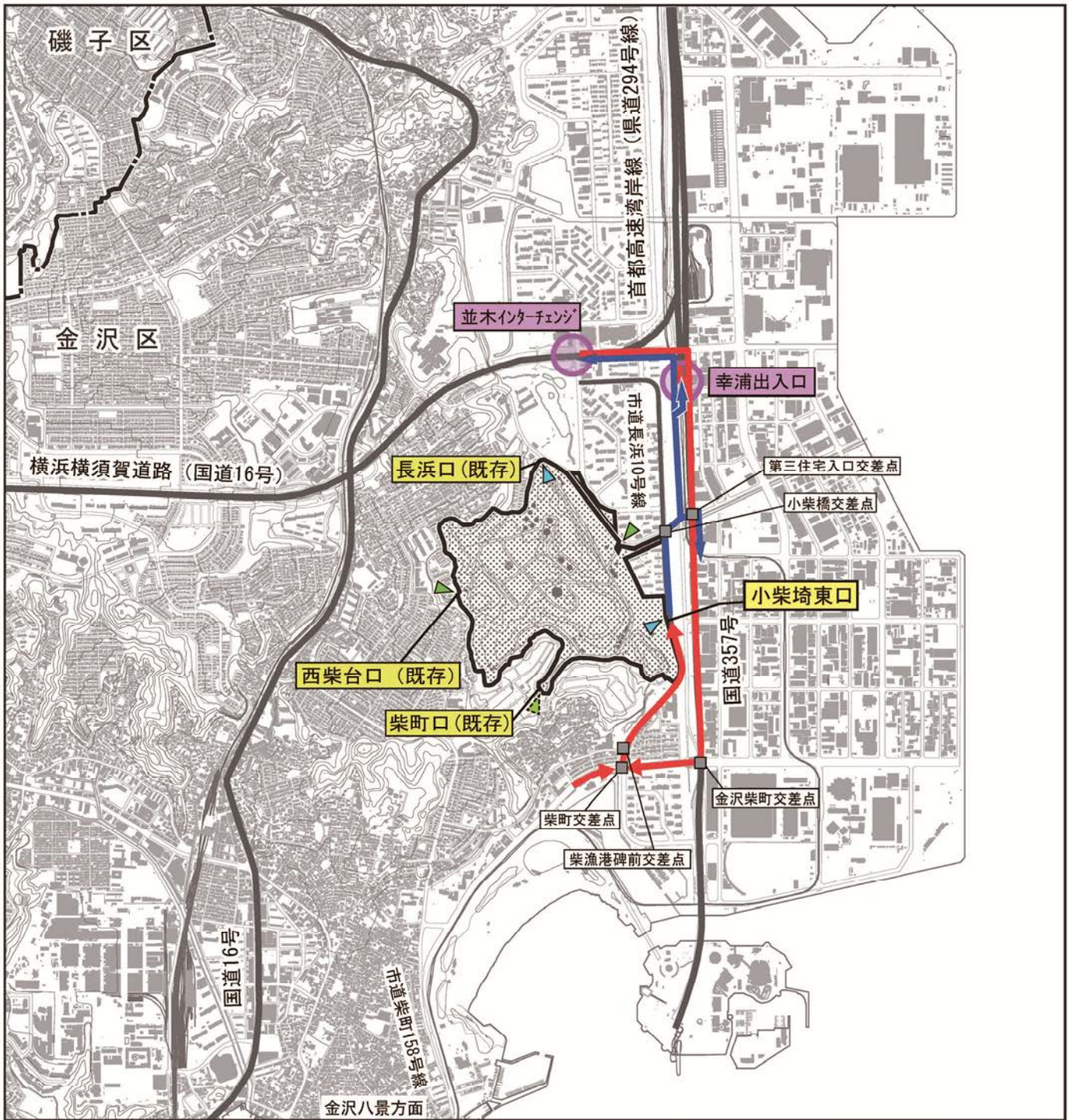
復路は、小柴埼東出入口から左折して市道長浜 10 号線を北上し、小柴橋交差点を右折して国道 357 号に至る経路となります。

#### ②歩行者（公共交通機関利用者を含む）動線計画



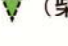
歩行者動線計画と計画地周辺の状況は、図 2.3-4 に示すとおりです。

計画地にアクセスできる駅は金沢シーサイドラインでは産業振興センター駅、幸浦駅、海の公園柴口駅があり、京浜急行本線では能見台駅や金沢文庫駅があります。本事業により計画地が整備されることで、金沢文庫駅から称名寺、小柴貯油施設跡地、長浜公園へと至るルートが形成されます。

バス路線は現状では金沢文庫駅と柴町を繋ぐ路線があります。柴トンネルが公道化された際には、公園へのアクセスルートとして利用できます。



凡例

-  計画地
-  主要な来園車両等動線 (往路)
-  主要な来園車両等動線 (復路)
-  来園車両出入口
-  管理用車両出入口
-  (柴トンネル公道化後に利用可能)

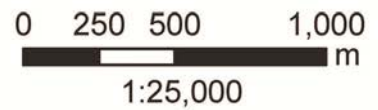
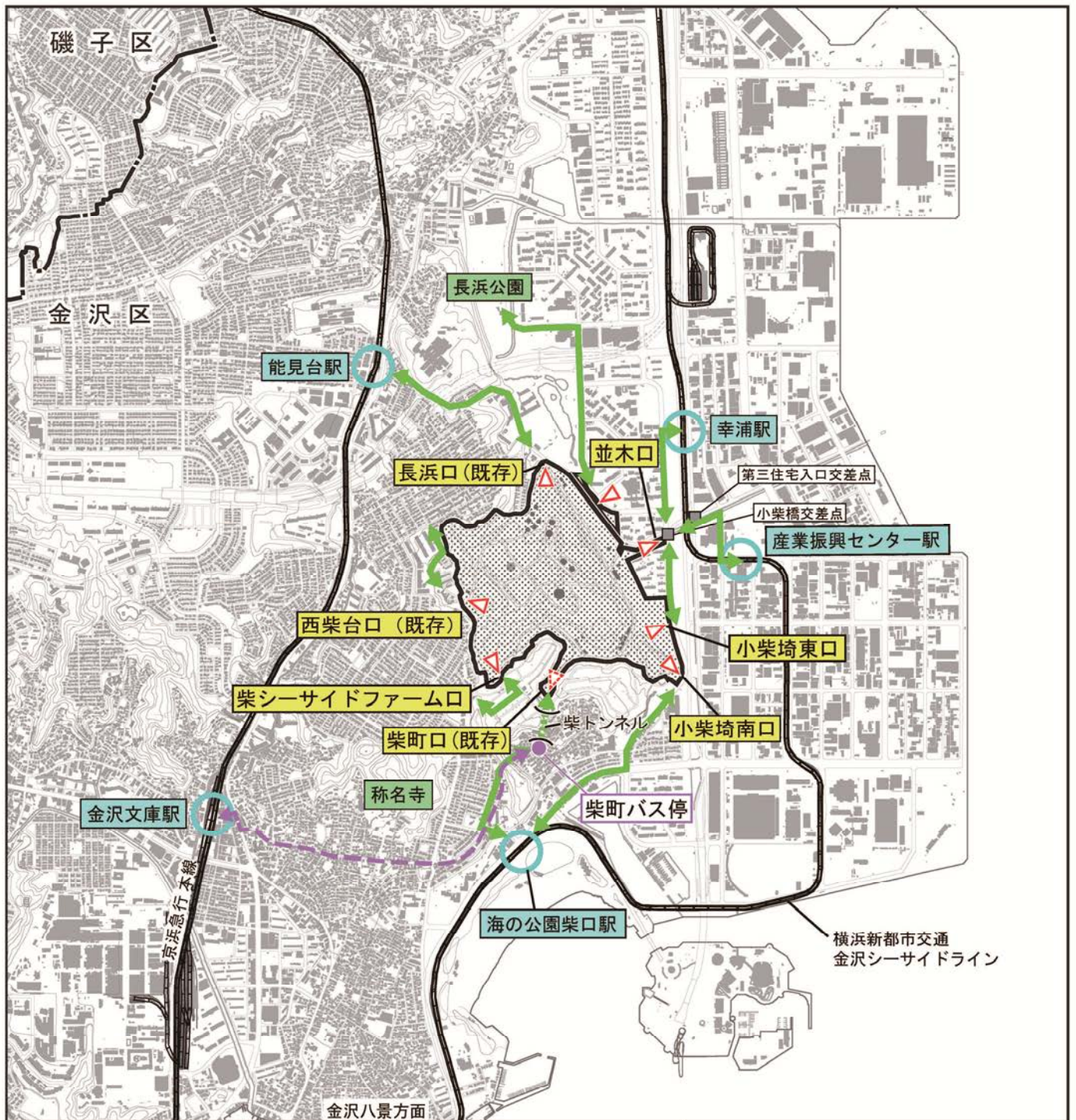


図2.3-3 車両動線計画 (計画地周辺)



凡例



計画地



主な歩行者出入口



歩行者動線



(柴トンネルが公道化後に利用可能)



バスルート



主要な駅



0 250 500 1,000  
m

1:25,000

図2.3-4 歩行者動線計画  
(計画地周辺)

## 2) 計画地内の動線計画

計画地内の動線計画は、図 2.3-5 に示すとおりです。

計画地内の現況通路は、歩行者動線及び管理車両（4t 車両）通路としてできる限り活用することとします。

地形の改変を出来る限り少なくすることに配慮しつつ、「横浜市福祉のまちづくり条例」（平成 24 年、横浜市）や「横浜市福祉のまちづくり推進指針改訂版」（平成 23 年、横浜市）、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（平成 24 年、国土交通省）等に適合した計画とします。また、サービス水準をより高めるため、園内バス等の導入や傾斜地の移動手段としての斜行エレベーターの導入等を検討します。

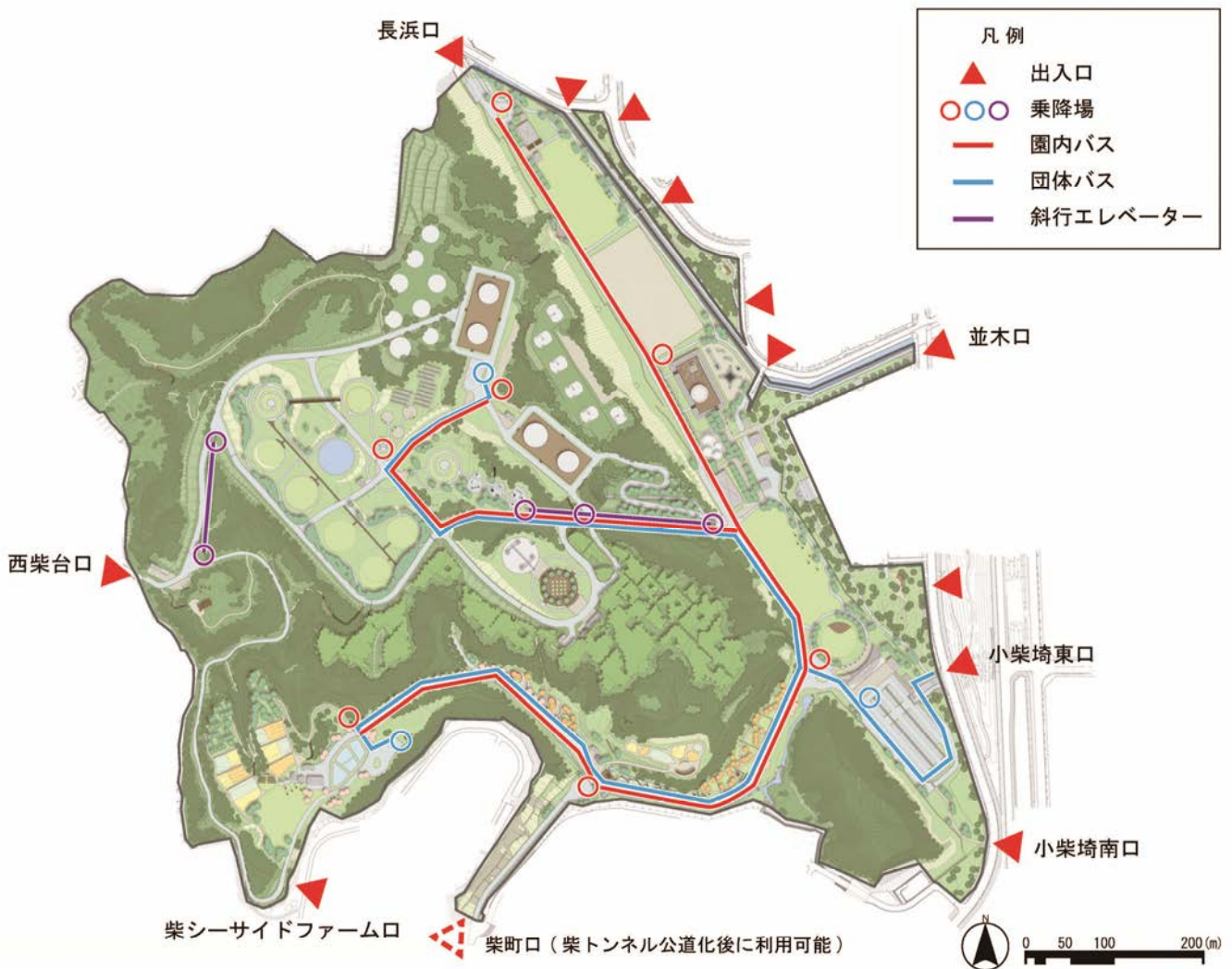


図 2.3-5 動線計画（計画地内）

## ○公園に関する指定施設整備基準（通路）

（横浜市福祉のまちづくり条例施行規則 別表第7）

平成26年1月1日改正

通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項(1)に定める構造の出入口<sup>※1</sup>に接続しなければならない。

- (1) 幅は、180センチメートル以上とすること。
- (2) (3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項に定める構造の傾斜路<sup>※2</sup>を併設すること。
- (4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- (6) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 通路から広場等へ出入りする部分に段が生じる場合は、8パーセント以下の勾配ですりつけることとし、切下げ部分の幅は120センチメートル以上とすること。
- (8) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造の蓋を設けること。

※1 1の項(1)に定める構造の出入口

- (1) 出入口のうち2以上は、次に掲げるものでなければならない。
  - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
  - イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
  - ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。
  - エ オに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項に定める構造の傾斜路<sup>※2</sup>を併設すること。
  - カ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
  - キ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造の蓋を設けること。
  - ク 歩道上から出入口に至る経路には、次に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
    - (ア) 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。
    - (イ) 色は、原則として黄色とすること。
    - (ウ) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。
    - (エ) 形状は次のとおりとすること。
      - a 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。
      - b 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。
      - c 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。
- (2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、3の項(1)から(6)までに定める構造に準じたものとしなければならない。



※2 4の項に定める構造の傾斜路

2の項に定める構造の通路に傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (6) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。
  - ア 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものを併設すること。
  - イ 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
  - ウ 握りやすい形状とすること。
  - エ 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
- (7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

### 3) 駐車場等計画

本事業では、利用者の公共交通利用の促進を図るとともに、駐車場を整備します。

駐車台数は、起伏の激しい部分などを除いた利用者の利用可能面積、想定される1日当たり利用者数、最大利用者数、駐車場利用率、1台当たりの乗車人数等から必要となる台数約220台を計画地の南側に確保する計画としています。

このほか計画地北側に接する長浜ホールや北側からの利用を補完するため、計画地北側に約20台の駐車場を確保する計画としています。

また、出入口に駐輪場を設け、自転車利用者にも配慮します。

#### 2.3.5 施設配置計画

施設配置に当たっては、既存の地形を活かし、形質の変更を最小限にとどめる計画としました（図2.3-6～図2.3-8）。また、計画地内で発生する建設発生土は、区域内の盛土材として再利用する予定です。汚染が確認されている土壌については、土壌汚染対策法に基づいて処理することとし、汚染土壌のある位置の整備計画に合わせて、舗装、立入禁止、土壌入替え、盛土および遮水工封じ込めの措置を行います。

施設については、基地時代にポンプ室として使われていた施設を活用し展示資料館として整備する等、既存の施設を出来る限り活用するほか、公園を管理運営するための管理センターや、学習活動の拠点となるような自然エネルギー学習棟や里山農体験拠点といった施設を整備します。



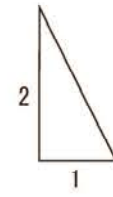
図 2.3-6 計画平面図



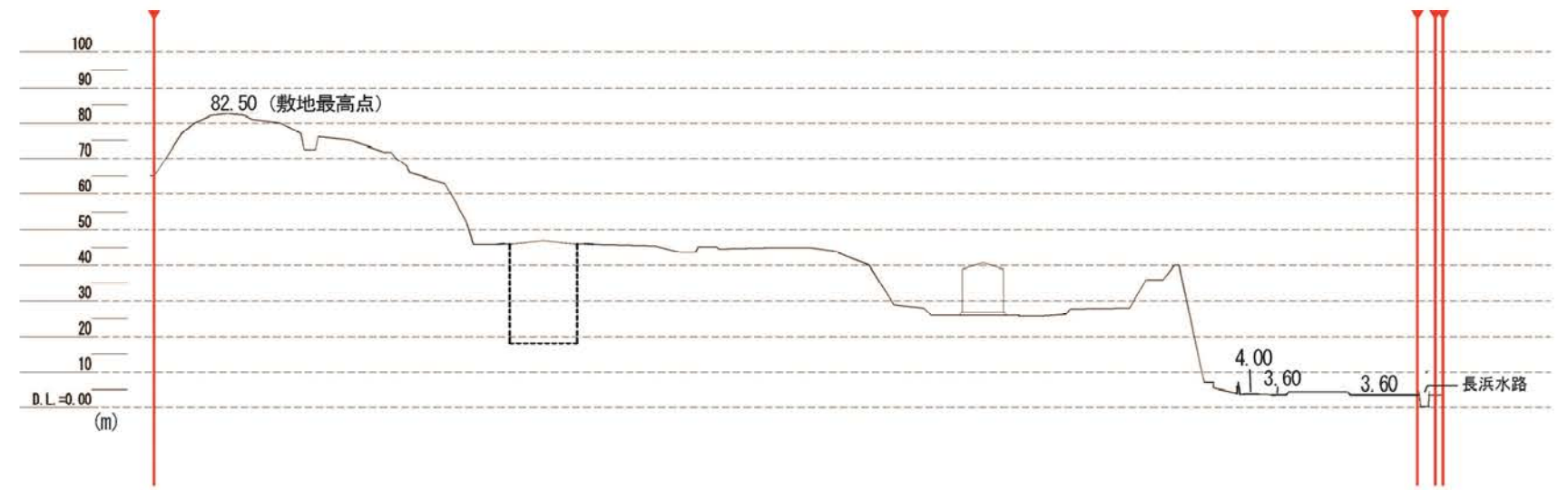


凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	計画地

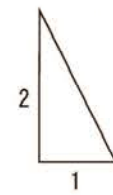
A-A' 断面図



縦：横 = 2：1



B-B' 断面図



縦：横 = 2：1

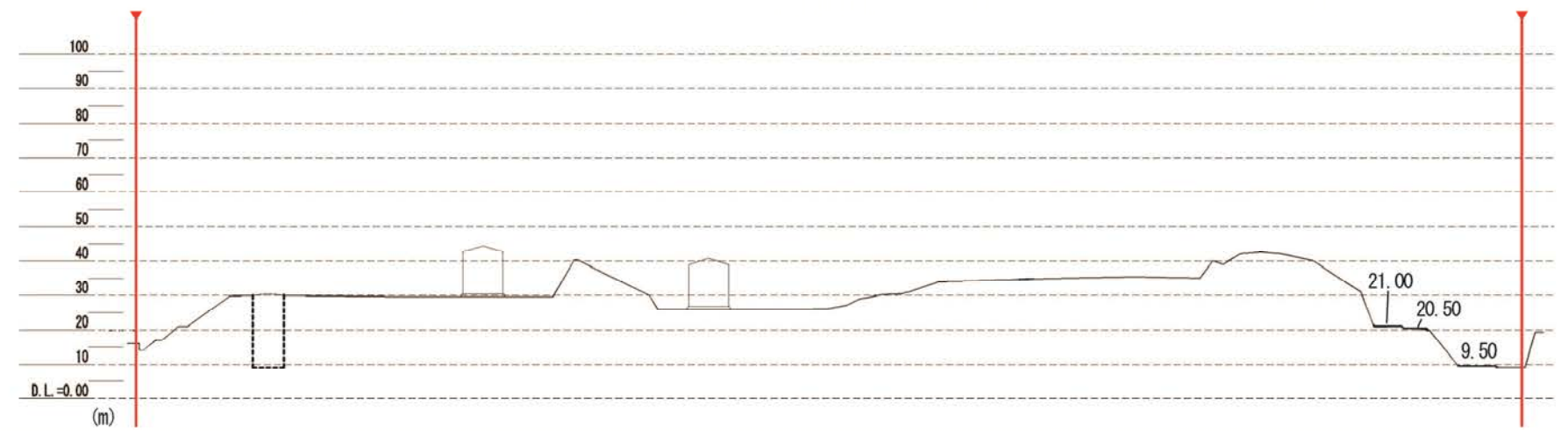


図 2.3-7 主要計画断面図



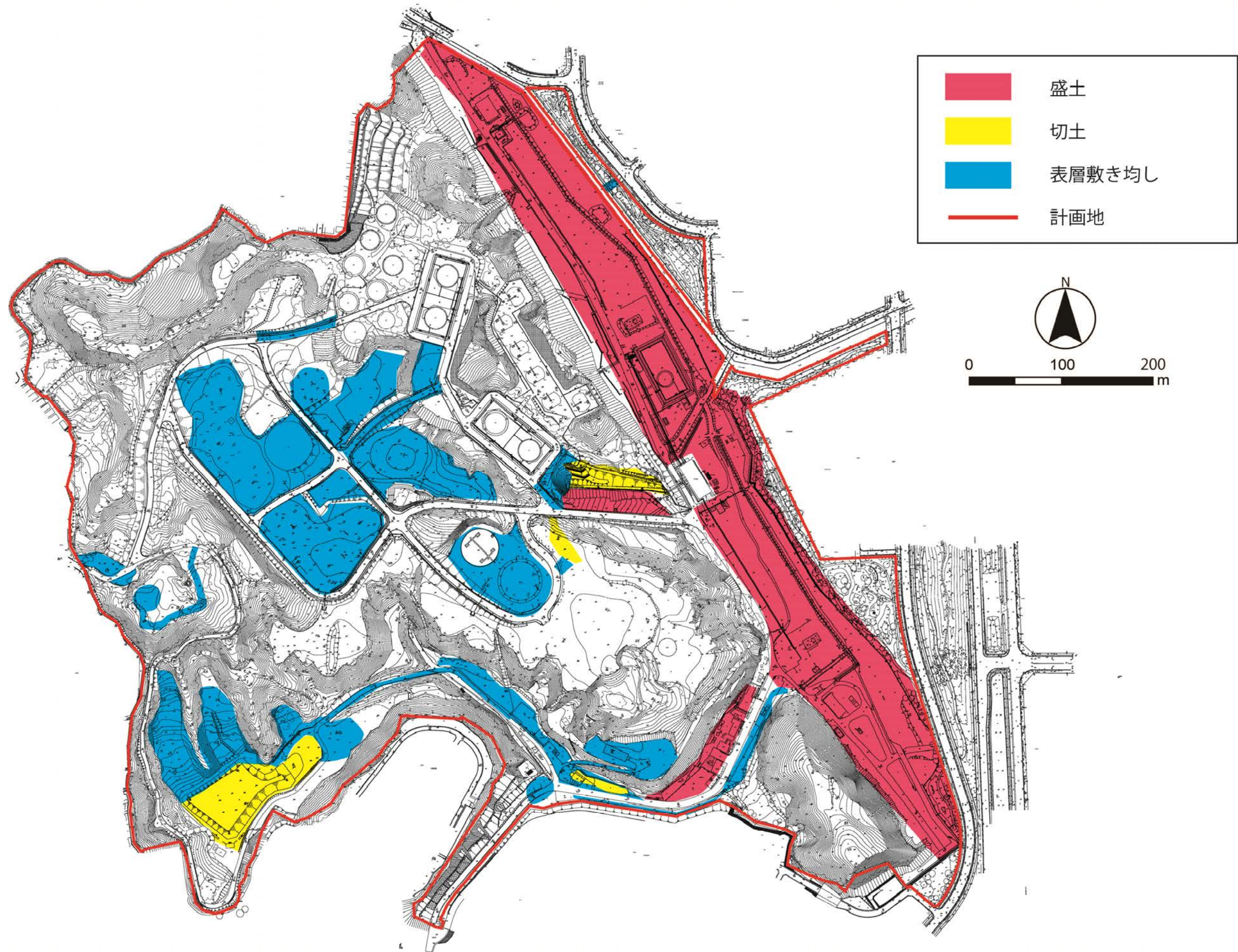


图 2.3-8 形質変更区域图





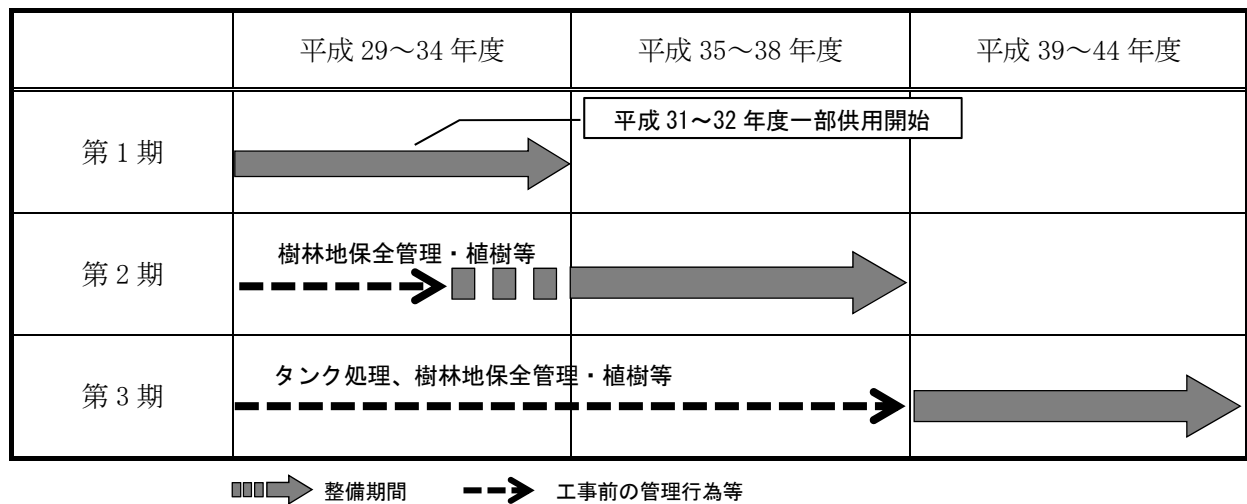
### 2.3.6 整備スケジュール

整備スケジュールは、表 2.3-3 に示すとおり予定しています。

施工は3期に分けて行い、整備が完了したエリアから供用を開始します。

平成 26 年度	環境影響評価手続着手
平成 28 年度	都市計画手続着手
平成 29 年度	国有地の無償貸付契約 着工
平成 31～32 年度	一部供用開始
～平成 44 年度	整備完了

表 2.3-3 整備スケジュール（予定）



## 2.3.7 施工計画

### 1) 工事概要

本事業は、平成29年度に着工し、工事期間は平成44年度まで約16年間で想定しています。

公園整備に当たっては、工事エリアを3つに分けて行います。各エリアの整備は、図2.3-9に示すとおり進めていく計画です。

主な工事の概要は表2.3-4(1)～(2)に示すとおりです。各工事に先立ち、必要な範囲に、防災、安全確保及び環境保全の観点から仮囲いの設置などの仮設工事を行います。

なお、土壌汚染対策工事については、平成29年度～30年度に別途実施する予定です。また、崖の安全対策については、計画地外への影響が考えられる部分については、当該エリアの工事時期を待たずに行います。

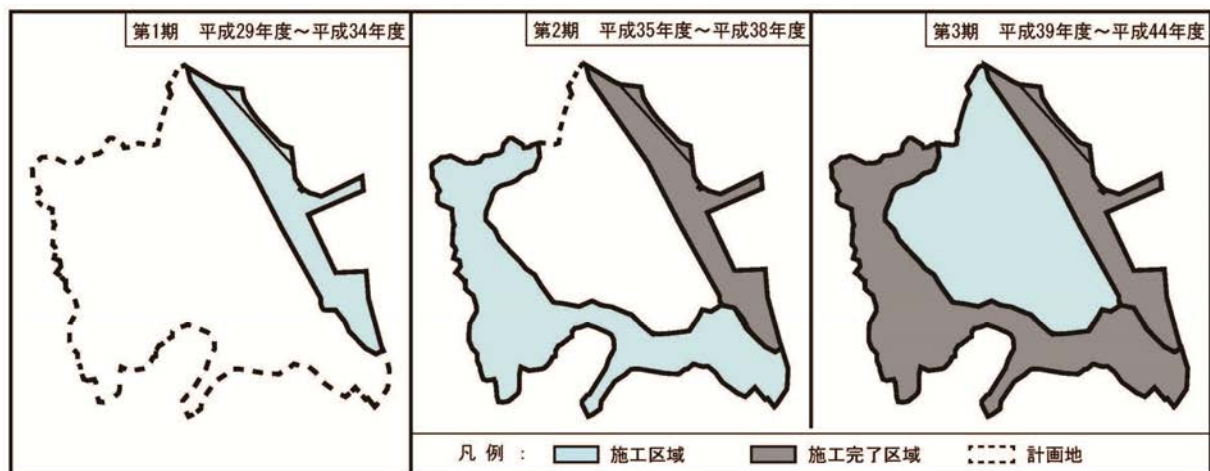


図 2.3-9 工区区分

表 2.3-4(1) 主な工事の概要

工 種	主な工事内容	主要建設機械
<b>【第1期整備】</b>		
基盤整備工 (平成29・32年度)	既存施設撤去 敷地造成、待受け擁壁	大型ブレイカー、バックホウ、ブルドーザー、 ダンプトラック
設備工 (平成30・32年度)	排水、給水、電気	バックホウ、クローラクレーン、ダンプトラック
園路広場整備工 (平成31・34年度)	舗装	バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、 アスファルトフィニッシャ、ダンプトラック
駐車場整備工 (平成30年度)	舗装	バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、 アスファルトフィニッシャ、ダンプトラック
施設整備工 (平成30・33年度)	修景施設、サービス施設、 管理施設、建築施設、 遊戯施設	バックホウ、クローラクレーン、ダンプトラック
植栽工 (平成31・34年度)	植栽(高木、中木、低木)	バックホウ、クローラクレーン、ダンプトラック

表 2.3-4(2) 主な工事の概要

工 種	主な工事内容	主要建設機械
<b>【第2期整備】</b>		
基盤整備工 (平成 35 年度)	既存施設撤去 敷地造成	大型ブレーカー、バックホウ、ブルドーザー、 ダンプトラック
設備工 (平成 36～38 年度)	排水、給水、電気	バックホウ、クローラクレーン、ダンプトラック
園路広場整備工 (平成 38 年度)	舗装	バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、 アスファルトフィニッシャ、ダンプトラック
施設整備工 (平成 36・37 年度)	サービス施設、修景施設 管理施設、建築施設	バックホウ、クローラクレーン、ダンプトラック
植栽工 (平成 38 年度)	植栽(高木、中木、低木)	バックホウ、クローラクレーン、ダンプトラック
<b>【第3期整備】</b>		
基盤整備工 (平成 39 年度)	既存施設撤去 敷地造成	大型ブレーカー、バックホウ、ブルドーザー、 ダンプトラック
設備工 (平成 40～42 年度)	排水、給水、電気	バックホウ、クローラクレーン、ダンプトラック
園路広場整備工 (平成 44 年度)	舗装	バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、 アスファルトフィニッシャ、ダンプトラック
施設整備工 (平成 40 年度)	サービス施設 建築施設	バックホウ、クローラクレーン、ダンプトラック
施設整備工 (平成 41・43 年度)	サービス施設、修景施設 管理施設、建築施設	バックホウ、クローラクレーン、ダンプトラック
植栽工 (平成 41・44 年度)	植栽(高木、中木、低木)	バックホウ、クローラクレーン、ダンプトラック

## 2) 工事工程

本事業は、平成 29 年度に着工し、工事期間は平成 44 年度まで約 16 年間で想定しています。工事工程は、表 2.3-5 に示すとおりです。

## 3) 工事用車両ルート

工事用車両ルートは、図 2.3-10 に示すルートを予定しています。

原則として、小柴崎東口を出入口としたルート（主動線）を利用します。また、第 1 期で整備する市道堀口 181 号線、市道長浜 6 号線及び市道長浜 51 号線沿いのエリアの工事時には、必要に応じて長浜口及び並木口を出入口としたルート（副動線）を利用します。

工区設定の際には、供用部分の利用者の安全が確保できるよう、施工計画において配慮します。施工中は工事用車両と利用者の分離を図る車両動線の確保や必要に応じ誘導員を配置するなど、安全に配慮します。

## 4) 工事時間帯

工事の作業時間及び作業休止日は、原則として以下に示すとおりです。

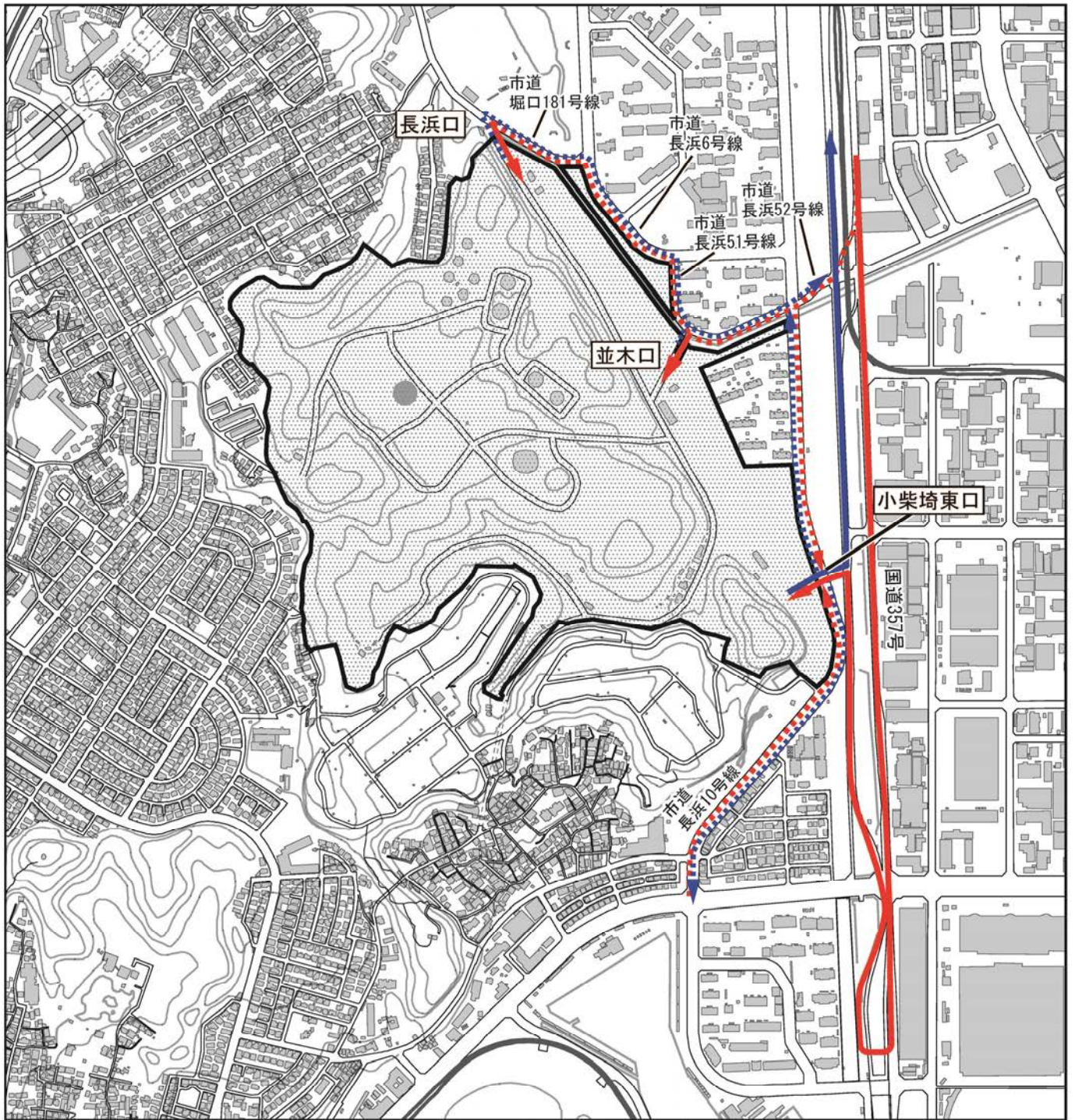
作業時間 : 午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

作業休止日 : 日曜日






表 2.3-5 工事工程

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度	H44年度		
整備 スケジュール	第1期	第1期(緑の広場空間創造エリア整備)																	
	第2期	第2期(自然環境保全エリア・里山空間再生エリア整備)																	
	第3期	第3期(活動・体験・学習エリア整備)																	
施工計画	工種	工種																	
	土壌汚染 対策工事	置換・地下タンクに 封じ込め																	
	基盤整備工	既存設備撤去 造成																	
	設備工	既存タンク処理																	
	園路広場 整備工	排水、給水、電気																	
	駐車場整備工	舗装																	
	施設整備工	修景施設	舗装																
		サービス施設	修景施設																
		管理施設	サービス施設																
		遊戯施設	管理施設																
	植栽工	建築施設	遊戯施設																
		植栽 (高木、中木、低木)	建築施設																

整備期間    工事前の管理行為等



凡例

-  計画地
-  主動線 (入)
-  主動線 (出)
-  副動線 (入)
-  副動線 (出)



0 200 400 m

1:10,000

図2.3-10 工事用車両ルート

### 2.3.8 地球温暖化対策等

本事業は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」（平成26年3月、横浜市）に則り、緑化や太陽光発電設備の導入など、温室効果ガス削減に配慮します。具体的には、管理棟や照明等への省エネルギー型機器の導入や、緑化・環境体験・学習ゾーンに再生可能エネルギー設備等の設置を計画しています。省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー設備等は、導入時点で環境性と経済性を両立した最も合理的な技術や製品を採用します。また、機器・設備等の導入後も、内容の見直しを行い、設備等のシステムの更新ができる仕組・体制作りの検討を行います。

また、緑は日射の遮断や蒸発散作用等により気温の上昇を抑える機能を有しており、計画地のような大規模な緑地では、クールアイランドとよばれる冷涼な空気のかたまりを形成するため、ヒートアイランド現象の緩和に効果を発揮するといわれています。本事業は、樹木の保全及び復元をし、現状よりも広い範囲に樹林地を確保する計画のため、いま以上に周辺地域のヒートアイランド現象の緩和へ貢献し、各住戸等からの排熱抑制につながる効果があると想定しています。

さらに、既存の緑を保全するほか、新たな緑を創出することは、緑による保水機能を高め、集中豪雨等による都市型水害発生の軽減にもつながると想定しています。

なお、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、「横浜市グリーン電力入札制度」（平成18年、横浜市）に基づきグリーン電力の導入に努めます。

### 2.3.9 生物多様性の保全

計画地内の生物の生息・生育環境の保全・再生・創出や、称名寺・円海山などへと連なる「横浜つながりの森」や金沢の旧海岸線に連なる公園緑地との連続性に配慮した環境整備を行うことにより、生物多様性や景観の保全に配慮します。

管理棟やタンク等、工作物の壁面や周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めます。

また、これまで行われた現地調査で確認されている注目すべき種の保全に努めます。特にせせらぎの整備においては、ホテル等の注目すべき種の生息・生育環境の保全に配慮します。また、外来生物法に基づく特定外来生物が確認された場合には、防除を行います。

環境情報として寄せられた絶滅危惧種について、調査を実施の上、保全のための配慮を行います。

保全した環境を適切に維持管理するとともに、注目すべき種の生息区域の拡大等が確認された場合には、公園の利用状況を踏まえた上で対策を検討します。

### 2.3.10 緑の保全と創造

本事業は、緑化に際し、「環境エコアップマスタープラン」（平成10年2月、横浜市）を参考に、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用などを検討します。また、公園利用に必要な施設整備や既存タンクの処理、バリアフリー動線の確保などの整備にあたっては、既存の地形や樹林地などを活かしながら最小限の造成にとどめ、緑の保全に努めます。

計画地内のススキ、チガヤ群落などの草地環境は、その環境に適応した鳥類、昆虫類の生息が確認されているため、これらの植物群落の保全に努めます。保全できない草地環境については、新たな草地環境の創出を検討します。また、コナラ群落等を含めた樹林地についても、保全及び復元により、現状よりも広い範囲に樹林地を確保する計画としています。

計画地内の崖地<sup>※2</sup>は、旧来の地形構造を残し崖地特有の植物群落が生育する貴重な場所であるため、地質調査を実施して、崖地の安全性の確認を行い、供用時の利用者への安全性に配慮した土地利用計画や安全施設を検討し、旧海岸線の崖地の保全に努めます。

---

<sup>※2</sup> 計画地の東側は、かつての海岸線で、南北に連なる崖地となっています。

## 2.4 計画を策定した経緯

### 1) 小柴貯油施設跡地の経緯

小柴貯油施設跡地に関する主な経過は、表 2.4-1 に示すとおりです。

横浜市では、これまで市民意見を聴きながら、「小柴貯油施設跡地利用基本計画」（平成 20 年 3 月、横浜市）の策定などに取組むとともに、「(仮称)小柴貯油施設跡地公園基本計画」（平成 26 年 7 月、横浜市）を取りまとめました。

表 2.4-1 小柴貯油施設跡地の主な経過

昭和 23 年 10 月	旧日本海軍の施設を米軍が接收
昭和 48 年 3 月	日米合同委員会において、金沢地先埋立に伴うパイプライン移設集約等について合意
昭和 50 年 12 月	昭和 49 年 9 月に着手したパイプライン移設工事の完了に伴う関係財産の引渡しを国に対して実施
昭和 56 年 10 月	6 号タンクが爆発し、火災が発生したが、市消防局消防隊と米軍消防隊との共同活動で消火
平成 16 年 10 月	日米合同委員会において一部（約 10 ヘクタール）返還の方針が合意
平成 17 年 10 月	日米合同委員会において、陸地部分全域と制限水域の一部（約 4.6 ヘクタール）の平成 17 年末を目途とする返還予告及び保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更が合意
平成 17 年 12 月	小柴貯油施設の返還後の管理について国に要請
平成 17 年 12 月	小柴貯油施設の陸地部分全域と制限水域の一部が返還
平成 18 年 6 月	米軍施設返還跡地利用指針を策定
平成 19 年 3 月	横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画を策定
平成 19 年 12 月	金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望 (要望項目) ①自然環境・緑の保全について ②道路・交通対策について ③公園のあり方について ④区民意見を踏まえた計画策定について
平成 20 年 3 月	小柴貯油施設跡地利用基本計画（都市公園利用）を策定
平成 21 年 2 月	「開港 150 周年の森」作りを行うため、横浜開港 150 周年記念植樹用地として、土地約 1.5ha を国から管理受託した。
平成 21 年 6 月	第 1 回開港 150 周年の森植樹祭を開催(平成 21 年 10 月 17 日に第 2 回を開催)。 参加者数 約 800 人（第 1 回・第 2 回の合計） 植樹本数 約 11,200 本（第 1 回・第 2 回の合計）
平成 22 年 6 月	国（防衛省南関東防衛局）から土壤汚染調査の最終結果を公表
平成 23 年 3 月	横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画を一部改定
平成 24 年 9 月	国から本市に対し、国有地の無償貸付による処理について提案
平成 24 年 10 月	金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会開催
平成 24 年 11 月	国からの提案に対する本市回答

(次ページに続く)



平成 25 年	2 月	国有財産関東地方審議会において、小柴貯油施設跡地の国有地を横浜市に対し都市公園敷地として無償貸付することについて適当と認める答申がなされ、国が利用方針決定
平成 26 年	5 月	(仮称) 小柴貯油施設跡地公園基本計画 (案) について市民意見募集
平成 26 年	7 月	(仮称) 小柴貯油施設跡地公園基本計画策定 (仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 計画段階配慮書提出
平成 26 年	9 月	計画段階配慮書に対する配慮市長意見書 受領
平成 26 年	12 月	(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価方法書提出
平成 27 年	5 月	環境影響評価方法書に対する方法市長意見書 受領
平成 28 年	7 月	都市計画市素案の公告・縦覧
平成 28 年	11 月	(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価準備書提出
平成 29 年	1 月	(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価準備書意見見解書提出
平成 29 年	3 月	環境影響評価準備書に対する審査書 受領

## 2) 環境配慮検討の経緯

### ①計画地の設定

計画地の設定に当たっては、東側低地エリアに対する周辺市街地からのアクセス（車動線及び歩行者動線）を向上させ、より利用しやすい公園とするため、小柴貯油施設跡地の敷地に隣接する小柴埼緑道を加え、一体的な整備を行うこととしました。

### ②施設規模、構造の検討

施設規模・構造の検討に当たっては、既存樹林地の改変を少なくし、計画地内の豊かな自然を保全する計画としました。

なお、準備書提出以降、準備書に対する意見書、審査会の意見及び審査書を踏まえ、新たに環境配慮の内容などを追加しました。以下に、主なものをあげます。

- ・クズやアズマネザサ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。
- ・公園の一部供用開始後における工事用車両の出入口は、一般車両との交錯を避けた計画とし、安全に配慮します。

### ③環境影響低減等の検討

環境影響低減等の検討に当たっては、可能な限り既存の施設を利用することで、工事中における大気汚染、騒音・振動、造成量や廃棄物発生量などの環境負荷を低減する計画としました。また、供用後においては、周辺地域の景観との調和に配慮した緑化の検討や、駐車場に出入りする自動車に対し、法定速度の遵守とアイドリングストップの実施、空ぶかしの禁止を呼びかけ、騒音の発生を極力抑えることとします。

準備書以降、準備書に対する意見書、審査会の意見及び審査書を踏まえ、新たに環境配慮の内容を追加しました。以下に、主なものをあげます。

- ・生物の生息環境としての草地環境を保全・確保します。
- ・注目すべき種の持ち去り及び、新たな植物を許可なく植え付けることを防ぐため、柵の設置、注意喚起のための表示及び市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営のなかで実施します。
- ・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、計画地周辺の混雑緩和を図ります。